

第六次 鳥羽市総合計画（R3-12）・・・企画財政課  
（基本構想 国土強靱化地域計画）

第2次 鳥羽市観光基本計画（H28-R7）・・・観光課

鳥羽市都市マスタープラン（H23-R2）・・・建設課  
【R2.11.9課内協議用資料】

鳥羽市森林整備計画（H26-R5）・・・農水商工課

鳥羽市公共施設等総合管理計画（H29-R8）・・・企画財政課

鳥羽市地域防災計画 地震・津波対策編（H30.3修正）・・・総務課

鳥羽市景観計画（R3- ）・・・建設課

## 鳥羽市基本構想 (案)

令和2年 月  
鳥羽市

### 基本構想

計画の位置づけ	市の最上位計画（策定中）
計画期間	令和3年度～令和12年度（10年間）
関係する記述	<p>めざすまちの姿が達成された状態のイメージ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われるまち             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつまでもこのまちに住み続けたいと思える環境が整っています。</li> </ul> </li> <li>2. 人が集い活力あふれるまち             <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外から多くの観光客が訪れ、快適な観光を楽しみ…</li> <li>・観光を切り口に、地域内で経済が循環し、各産業が活気づいています。</li> <li>・漁業、観光業をはじめ、すべての産業において安心して働き続けられる環境が整っています。</li> </ul> </li> <li>3. 人と自然が調和した環境にやさしいまち             <ul style="list-style-type: none"> <li>・リアス海岸や離島などの美しい海の風景、緑豊かな森林など、かけがえのない自然が守られています。</li> <li>・豊かな生活を送るための<u>インフラ施設等が管理・整備され、持続可能で暮らしやすい生活圏が構築</u>されています。</li> </ul> </li> <li>4. 誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち             <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常起こり得る豪雨などや将来的に発生が予想されている<u>南海トラフ地震</u>などの災害に対して、<u>取るべき行動を正しく理解し、いざというときに助け合いながら身の安全を守る環境が整った災害に強くしなやかなまちづくりが進</u>んでいます。</li> </ul> </li> </ol>
反映箇所	上記の記述を要約し第5章のリード文とする

資料4

3 国土強靱化地域計画

(1) 国土強靱化の概要

(ア) 国土強靱化の背景

平成 25 (2013) 年 12 月、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び被災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災などに資する国土強靱化基本法」(以下、「基本法」と表記します。)が成立・施行されました。

基本法の成立・施行を受け、平成 26 (2014) 年 6 月、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化基本計画」(以下、「国の基本計画」と表記します。)を閣議決定するとともに、都道府県や市町村による国土強靱化にかかる計画策定の指針となる「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」(以下、「ガイドライン」と表記します。)が策定されました。

国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や関係機関が連携して取組を進めることが不可欠であり、国の基本計画の策定に引き続き、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めることが重要です。

本市においては、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また近年、台風に伴う大雨などによる被害が甚大化する傾向となってきたことなどから、大規模自然災害などに対する事前防災及び被災の取組を進めることが喫緊の課題となっています。

以上のことから、基本法第 13 条に基づき、本計画を国土強靱化に関する指針とし、強くしなやかさを持ったまちづくりを進めることとします。

(イ) 強靱化を推進する上での基本的考え方

基本構想における市の将来像「誰もがキラめく鳥羽 海の恵みがつなぐ鳥羽」を強靱化推進上の将来像とし、「国の基本計画」との調和を図り、以下の基本的な考え方のもと強靱化を推進します。

本市の強靱化のための基本的な考え方

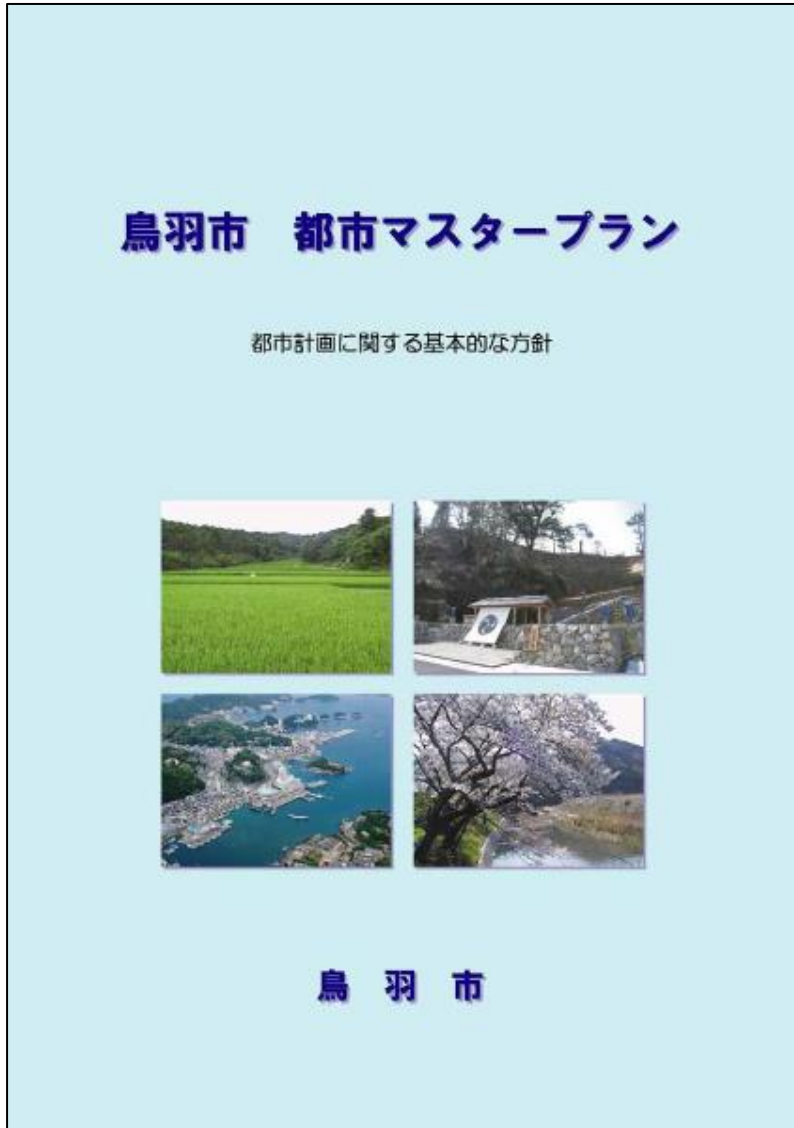
- I. 人命の保護が最大限図られる
- II. 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

## 国土強靱化地域計画

計画の位置づけ	総合計画の一部として策定(策定中) ※国土強靱化基本法に基づく
計画期間	令和3年度～令和12年度(10年間)
関係する記述	<p>(ウ) 取組推進上の留意点</p> <p>本市における強靱化計画は、市民や関係機関との積極的な協働を進めるとともに、庁内関係各課の横断的な推進体制を図り、<u>施設の耐震化などのハード対策と、防災訓練や防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて取組を推進します。</u></p> <p>事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態</p> <p><u>2-1 被災地での水・食料等、生命に関わる物資供給の長期停止</u></p> <p><u>2-2 離島を含む多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</u></p> <p><u>2-5 観光客を含む想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足</u></p> <p><u>6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止</u></p> <p><u>8-2 基幹インフラの損壊…により復旧・復興が大幅に遅れる事態</u></p>
反映箇所	第5章「実現方策」(P31～33) ※2-5は第3章「水道事業の現状と課題」(P16)



<p>計画の位置づけ</p>	<p>観光分野に関する個別計画（鳥羽市の観光が将来進むべき方向性を示す羅針盤）</p>
<p>計画期間</p>	<p>平成28年度～令和7年度（10年間）</p>
<p>関係する記述</p>	<p>図表 3-6 鳥羽市が目指す観光地像</p> <p>鳥羽市が目指す観光地像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内だけでなく海外の観光客も魅力を感じる国際的な観光地であること</li> <li>・観光客が宿泊したくなる滞在型の観光地であること</li> <li>・鳥羽の魅力である「食」とそれを支える漁業のなりわいが将来にわたって維持される観光地であること</li> <li>・観光産業が持続的であり、観光を支える次世代の育成にも積極的な観光地であること</li> </ul> <p>主要施策 7-2 観光地としての防災対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設や宿泊施設における避難者・帰宅困難者の受入・帰宅支援体制を整えます。</li> </ul>
<p>反映箇所</p>	<p>第5章「実現方策」（リード文）※7-2は第3章「水道事業の現状と課題」（P16）</p>



計画の位置づけ	都市計画分野に関する個別計画（都市計画に関する基本的な方針）
計画期間	平成23年度～令和2年度（10年間）※改定予定
関係する記述	<p>都市づくりの目標</p> <p>②多くの人々で賑わい、郷土の豊かさが感じられる“交流都市”づくり  <b>【産業が成長するまち】</b>  <u>魅力ある商業環境が形成され、市民の雇用を支える企業が立地するなど、農漁業、商工業等の地域産業が持続的に成長する街をめざします。</u></p> <p>③安心・快適な生活基盤が整った住み続けたいくなる“定住都市”づくり  <b>【住み続けたい、住んでみたくなるまち】</b>  <u>生活基盤が整い、安心、安全な市民生活が確保された、住み続けたい、住んでみたくなるまちをめざします。</u></p> <p>都市づくりの方針</p> <p>(1) 土地利用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>リアス式海岸や島々が織りなす美しい景観など、海と緑の優れた自然や美しい景観を後世に継承し、環境にやさしい自然豊かなまちづくりを進めます。</u></li> <li>・ <u>広域的な玄関口である鳥羽駅周辺から…安楽島地区などの中心部では、地域の活性化をめざし、既存の都市基盤や都市機能集積を活かした広域的な賑わい機能を強化します。</u></li> </ul> <p>(5) その他公共施設の方針</p> <p>③計画的な上水道施設の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>上水道を安定供給するため、水道施設の耐震化や改修に係る計画を策定し、老朽化した水道管の布設替えや設備の改良などの整備を進めます。</u></li> </ul>
反映箇所	第5章「実現方策」（リード文）

## 鳥羽市森林整備計画

計画期間  
自 平成26年 4月 1日  
至 平成36年 3月31日

三重県鳥羽市

計画の位置づけ	森林整備分野に関する個別計画
計画期間	平成26年度～令和5年度（10年間）
関係する記述	<p>森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方 水源涵養機能 ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、<u>水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</u> <u>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とする</u>とともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p>
反映箇所	第5章「実現方策」に森林整備計画の記載を引用（P29）

## 鳥羽市公共施設等総合管理計画



鳥羽市  
平成29年3月

### 計画本編

計画の位置づけ	公共施設等の管理に関する個別計画 ※国からの策定要請による
計画期間	平成29年度～令和8年度（10年間）
関係する記述	<p>公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針</p> <p>1 現状と課題に関する認識</p> <p>人口減少及び少子高齢化によるニーズの変化への対応 財政規模の縮小による財源確保の制約 公共施設及びインフラ施設の老朽化と更新時期のピークへの対応</p> <p>2 公共施設等の課題解決に向けた方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種点検や劣化診断、管路や管きよの実態把握等を実施します。</li> <li>・不具合が顕在化してから対応する手法（対処療法型）から、劣化箇所や兆候を早期に把握して対応する手法（予防保全型）への移行を図ります。</li> <li>・点検・診断等に基づき優先順位を定め、管路、設備等の耐震化を推進します。</li> <li>・財政負担に留意しつつ、優先順位の高いものから長寿命化改修等を行うこととします。</li> <li>・市民の安心安全の観点から、老朽化し利用が見込めない施設については、除却を推進します。</li> <li>・当初の利用目的がなくなった普通財産や、有効活用が見込めない未利用施設等については、売却や貸付等による自主財源の確保を検討します。</li> <li>・行政区域をまたがる広域的な利用が見込まれる公共施設やインフラ施設については、周辺自治体との連携による共同利用や事務共同化等による財政負担の軽減の可能性について検討します。</li> </ul>
反映箇所	第5章「実現方策」（P31～37）

## 鳥羽市公共施設等総合管理計画

(施設類型ごとの実態把握と今後の方向性)



鳥羽市

平成29年3月

### 資料編

計画の位置づけ	公共施設等の管理に関する個別計画（施設類型ごとの実態把握と今後の方向性）
計画期間	平成29年度～令和8年度（10年間）
関係する記述	<p>インフラ施設に関する基本方針（上水道） 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度にアセットマネジメント検討業務を実施し、資産の現状把握及び今後の経営における財政面と投資面の見通しを整理しました。</li> <li>水需要は、人口減少や節水意識の向上等により市全体として減少傾向となっています。</li> </ul> <p>基本的な方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①点検・診断、維持管理・修繕等の推進方針             <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでと同様に、民間委託等を活用して電機系統やその他通常の点検を実施します。</li> <li>平成28年度に策定する経営戦略に基づき、平成23年度策定の水道ビジョンの見直しを行い、施設・管路等の更新を計画的に実施します。</li> </ul> </li> <li>②安全・耐震確保の推進方針             <ul style="list-style-type: none"> <li>上水道の建物（ポンプ室、配水池）については全て耐震性を有していますが、管路については主要な基管で耐震化率が21%程度にとどまっていることから、点検診断結果による優先度に基づき耐震化を図ります。</li> </ul> </li> <li>③統合、廃止、運営等の方針             <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度に策定する経営戦略に基づき、将来の水需要や利用者の負担を考慮した適切な事業運営を実施します。</li> </ul> </li> </ol>
反映箇所	第5章「実現方策」（P29～35）



鳥羽市地域防災計画  
地震・津波対策編

<平成30年3月修正版>

鳥羽市防災会議

計画の位置づけ	防災分野に関する個別計画 ※災害対策基本法に基づく
計画期間	平成30年3月修正版（期間の定めなし）
関係する記述	<p>本市の地震・津波対策の考え方</p> <p>1 地震・津波対策の基本的な考え方と目標 「自助」、「共助」、「公助」の有機的な連携なしに市民の生命は救えない。 これが東日本大震災で学んだ貴重な教訓であり、本計画の根幹をなす考え方である。</p> <p>3 災害予防・減災対策への地震モデルの活用について 過去最大クラスの南海トラフ地震については、発生が予測される“揺れ”と“津波”に対して、<u>ハード、ソフト両面からの対策を講じる。</u> <u>理論上最大クラスの南海トラフ地震は…防災対策上、特に重要な施設については、このレベルの地震でも機能を喪失することがないように、万全の対策を講じることを目指す。</u></p> <p>4 地震・津波発災時・発災後の対応について (2) 孤立化対策 津波による災害等により<u>離島、各集落の孤立が想定されるため、自助・共助を主体としたあらゆる対策や支援体制の整備を進めていく。</u> (3) 観光客対策 観光都市として、観光客に対する安全・安心を保証する責任を市、観光事業所、市民が実践する対策を立てていく。 (4) <u>災害時応援協定市町、防災関係機関等との連携による広域的な応援・受援体制の整備</u> 災害復旧・復興時に支援を頂くため、災害時応援協定を締結している市町、防災関係機関等の受け入れの体制の整備が必要とされる。</p> <p>5 復旧・復興対策について <u>発災後早期の社会インフラや行政機能、経済活動の回復、被災者個人の生活再建を目指す</u></p>
反映箇所	第5章「実現方策」（P31～33）



計画の位置づけ	鳥羽市全域の景観に関する個別計画
計画期間	令和3年度～ (令和2年10月策定)
関係する記述	<p>良好な景観の形成に関する方針</p> <p>1. 良好な景観の形成に関する基本目標          良好な景観の形成にあたっては、次の6つの基本目標を掲げ、それぞれの基本目標に沿った<u>良好な景観の形成に関する方針</u>を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 面的な広がりのある景観のまとまりに応じた景観形成・・・面</li> <li>(2) 地域を超えて伸びる骨格となる景観軸に応じた景観形成・・・線</li> <li>(3) 景観を構成する要素となる景観資源の保全活用・・・点</li> <li>(4) 個性豊かで、魅力ある地区に応じた景観形成・・・地区</li> <li>(5) 視点場からの眺望に応じた景観形成・・・眺望</li> <li>(6) 良好な景観の形成を推進する環境づくり・・・推進</li> </ul> <p>2. 面的な景観          良好な景観の形成に関する基本目標をふまえ、市域全体を面的な広がりのある景観のまとまりに応じて、『みなとまちの景観』『海岸と島の景観』『山地の景観』の<u>3種類の景観にゾーニング</u>します。</p>
反映箇所	第5章「実現方策」(P32)に「周辺景観との調和への配慮」を記載